官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令（一）　二

○国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（二）　三

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務三）　六

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（法務一）　三

○国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働二）　三四

○船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令（国土交通二）　四

〔法規的告示〕

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示（内閣府二）

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を定める告示（法務二）

〔その他告示〕

○有形文化財を重要文化財に指定する件（文部科学三）

○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（同四）

○文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同五）

○令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件（厚生労働七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三六、四三）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係

特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達関係

地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第一号）（財務省）

1　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令により指定している財政投融資計画において政府保証の予定額について記載すべき法人に、株式会社産業革新投資機構を追加する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二号）（厚生労働省）

第１　国民健康保険法施行令の一部改正

1　国民健康保険組合に係る特別積立金等

国民健康保険組合における特別積立金の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案するものとし、国民健康保険組合における給付費等支払準備金について子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に不足が生じたときにも使用できるものとする。（第十九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十条第四項関係）

2　国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1)　国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。（第二十九条の七第一項第四号関係）

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができるものとする。（第二十九条の七第五項第一号関係）

イ　当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(イ)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

(ロ)　３の(2)の基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

ロ　当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(イ)　国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金及び同法の規定により貸し付けられる貸付金の額

(ロ)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

ハ　当該年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(3)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。（第二十九条の七第五項第二号関係）

イ　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ　所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ　所得別総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

(4)　子ども・子育て支援納付金賦課額は、(3)のイからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。（第二十九条の七第五項第三号関係）

(5)　(4)の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものとする。（第二十九条の七第五項第十号関係）